

Ⅲ. 教育課程、履修案内

(博士後期課程)

1. 教育課程及び担当教員

生産開発工学専攻						
区分	教育研究分野	授業科目	単位数		担当教員	
			必修	選択		
専修科目	知的生産システム工学	振動工学		2	教授 博士(工学) 門松 晃司	
		余寿命信頼性工学特論		2	教授 工学博士 古口日出男	
		福祉工学特論		2	教授 博士(工学) 寺島正二郎	
		医用電子工学特論		2	教授 博士(工学) 村上 肇	
		材料システム工学		2	教授 工学博士 村山洋之介	
		機関燃焼論		2	教授 工学博士 吉本 康文	
		フィールドロボット論		2	准教授 博士(工学) 大金 一二	
		生産加工学特論		2	准教授 博士(工学) 小林 義和	
		破壊予測工学特論		2	准教授 博士(工学) 山岸 郷志	
		固体物性特論		2	准教授 博士(理学) 吉田 宏二	
専修科目	生物機能工学	栄養機能制御学特論		2	教授 農学博士 門脇 基二	
		無機材料特論		2	教授 博士(理学) 日下部征信	
		分子生命科学特論		2	教授 博士(工学) / 歯学博士 齋藤 英一	
		生物化学工学特論		2	教授 博士(工学) 竹園 恵	
		複合材料化学特論		2	教授 学術博士 藤木 一浩	
		細胞機能工学		2	准教授 学術博士 小野寺正幸	
		生医学用機能高分子材料		2	准教授 歯学博士 原嶋 郁郎	
専修科目	知能情報システム工学	生体計測工学特論		2	教授 博士(工学) 伊藤 建一	
		大出力レーザー工学		2	教授 博士(工学) 今田 剛	
		不規則系物性論		2	教授 工学博士 柿沼 藤雄	
		数値連成問題解析		2	教授 工学博士 金井 靖	
		組込みソフトウェア特論		2	教授 博士(工学) 佐藤 栄一	
		応用偏微分方程式		2	准教授 博士(理学) 竹野 茂治	
		移動体通信特論		2	准教授 博士(工学) 渡邊 壮一	
専修科目	環境基盤工学	都市熱環境特論		2	教授 博士(工学) 飯野 秋成	
		建築地震防災特論		2	教授 工学博士 田村 良一	
		風工学特論		2	教授 博士(工学) 富永 禎秀	
		構造デザイン特論		2	准教授 博士(工学) 五十嵐賢次	
		環境行動デザイン特論		2	准教授 博士(工学) 黒木 宏一	
共通科目		特別演習Ⅰ	1		—	
		特別演習Ⅱ	1		—	
		特定研究				—

2. 履修方法及び修了要件

(1) 履修方法について

授業科目の履修指導及び研究指導は、主指導教員が中心となって行い、副指導教員がこれを補佐します。入学から修了までの流れは、図1に示すとおりです。

①指導教員の決定

指導教員として、学生1人について主指導教員1人と1人以上の副指導教員を置きます。

主指導教員及び副指導教員は、研究計画書を参考にして、研究科委員会において決定されます。

主指導教員及び副指導教員の任務については、6 ページにある「5. 主指導教員及び副指導教員について」を参照ください。

②履修計画書の作成

学生は、入学当初に主指導教員の指導を受けて、修了までの履修計画書を作成して提出します。主指導教員は、学生の研究内容に関連する専門授業科目及び広い範囲の工学知識を修得するための授業科目を提示するなど、履修に関する助言を行います。

また、毎学年の始めには、履修計画書に基づいて、当該学年において履修する授業科目を選定し、所定の期日までに履修登録票を学務課へ提出してください。

③授業科目の履修

大学院博士後期課程では、高度な専門的基礎力とともに、視野の広い総合的な工学知識を有する高級技術者を養成することを目的としています。従って、専門的な基礎学力を修得するために、「講義科目Ⅰ」として所属教育研究分野の授業科目の中から4単位以上を選択履修し、同時に、総合的な工学知識を修得するために、「講義科目Ⅱ」として他教育研究分野の授業科目の中から2単位以上を選択履修しなければなりません。

なお、単位には関係ありませんが、学外者による特別講義を聴講し、幅広い識見を修得するようにしてください。

④特別演習の履修

各教育研究分野に共通して、「特別演習Ⅰ」1単位及び「特別演習Ⅱ」1単位を必修科目として履修します。特別演習は、研究課題に関連した内外の研究論文などの講読を行い、併せて技術的問題等の討議を通じて研究開発能力を高めることを目的としています。

「特別演習Ⅰ」では、所属する教育研究分野に関する演習を行い、「特別演習Ⅱ」では、他教育研究分野を含めた演習を行います。

⑤特定研究の履修

特定研究は、博士論文作成のための課程として行われるものであり、指導教員の助言と指導に基づき決定した研究課題について研究を行います。また、特定研究によって得られた成果については、国内あるいは国外における関係学会の大会、研究会などにおいて発表し、他機関の研究者、技術者などと討議してその研究内容の充実を図ります。そして、結論の得られた研究結果を原著論文としてまとめ、学会雑誌に公表します。

博士論文は、特定研究の結果を用いて研究課題に関する理論、結果などを論文としてまとめて作成します。

⑥成績評価について

履修した授業科目については、学期末又は学年末に定期試験等が行われます。成績は、S、A、B、C、認又はDで評価され、合格した者には所定の単位が与えられます。

判 定	合 格					不 合 格	評 価 外
	S	A	B	C	認	D	
評 価	100～90 点	89～80 点	79～70 点	69～60 点	888	59 点以下	「U」

(注1) 「U」は出席日数の関係から受験資格がなかった科目の評価外記号です。

(注2) 「認：888」は、他の大学院において修得した単位等の認定記号です。

⑦課程の修了

8単位以上の授業科目を修得し、学位論文をまとめた学生は、学位論文と論文要旨を添えて博士學位論文審査申請書を提出します。そして、提出した学位論文について、公開による口頭発表を行い、論文審査委員会による審査及び最終試験を受けます。これらに合格した学生は、修了となります。

⑧修了の要件

修了の要件は、3年以上在学し、研究科が開設する授業科目の中から8単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出し、その審査及び最終試験に合格する必要があります。上記修了要件には、以下の必修科目等の単位を含むものとします。

なお、修了に要する標準修業年限は3年ですが、特に優れた業績を上げた者の在学期間については、修士課程の在学期間を含めて3年以上、又は当該課程に1年以上在学すれば足りるものとします。(大学院学則第34条第2項参照)

- ・講義科目Ⅰ 選択 4単位以上
- ・特別演習Ⅰ 必修 1単位
- ・講義科目Ⅱ 選択 2単位以上
- ・特別演習Ⅱ 必修 1単位

⑨学位の授与

博士後期課程を修了した者には、博士（工学）の学位を授与します。

(2) 他の大学院において修得した単位の取扱いについて

教育研究上有益と認められた場合に限り、他の大学院において修得した単位について4単位を超えない範囲で課程の修了に必要な単位に算入することができます。

(3) 他の大学院等における研究指導について

教育研究上有益と認められた場合に限り、他の大学院又は研究所等で研究指導（1年以内）を受けることができます。

(4) 長期履修制度について

職業を有している等の事情により標準修業年限内での修学が困難な学生に対して、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的な教育課程の履修を認める制度があります。許可された場合は、通常の修業年限（3年）において支払う授業料などの総額を、長期履修期間として認められた期間に学期毎に按分して支払うことになります。

この履修を希望する場合は、入学時は入試広報課へ、入学後は学務課へ照会してください。

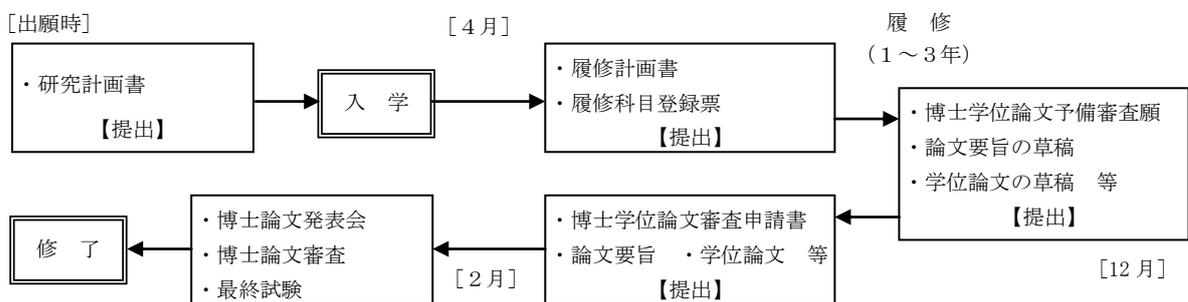


図1 入学から修了までの流れ

履 修 計 画 書

年 月 日

新潟工科大学大学院研究科長 殿

工学研究科	専攻	教育研究分野	
学籍番号		氏 名	印
主指導教員	印	副指導教員	印
			印

下記のとおり履修計画を立てましたので提出いたします。

記

区分	履 修 科 目	単位数	担当教員名	備 考
専 修 科 目	講 義 科 目 Ⅰ <small>(所属研究分野)</small>			
	講 義 科 目 Ⅱ <small>(他教育研究分野)</small>			
共 通 科 目	特 別 演 習 Ⅰ	1		
	特 別 演 習 Ⅱ	1		
	特定研究の研究テーマ			

3. 学位論文の審査及び最終試験について

指導教員の必要な研究指導を受けて作成する学位論文については、専攻内予備審査に合格した上、公開による論文発表会においてその内容を公表し、論文審査委員会による審査を受けなければなりません。また、同時に、口頭試問による最終試験が行われます。

学位論文の審査及び最終試験は、次の要領により実施されます。

(1) 専攻内予備審査

1) 提出書類

学位論文の審査を希望する者は、その申請に先立ち、専攻内予備審査を受けなければなりません。予備審査を願ひ出る者は、主指導教員の承認を得て、次の書類を所定の期日までに主指導教員へ提出してください。

なお、予備審査を受けるに当たっては、学位論文の内容に関する原著論文1編以上及び国際会議において1回以上発表を行っていないければなりません。

- | | |
|-----------------------------|-----|
| ① 学位論文予備審査願（別紙様式1） | 1部 |
| ② 学位論文の草稿（A4判とし、和文又は英文とする。） | 3部 |
| ③ 学位論文要旨の草稿（別紙様式2） | 3部 |
| ④ 論文目録（別紙様式3）及び別刷 | 3部 |
| ⑤ その他参考文献等 | 各3部 |

また、上記書類の提出時期については、原則として、修了年次における学位授与申請時期の2か月前です。詳細については、掲示等により別途通知します。

2) 予備審査

予備審査は、次の要領で予備審査委員会により実施されます。

- ① 専攻長は、予備審査の申請があった論文について、主指導教員及び主指導教員が選定する教員2人以上で構成される予備審査委員会を設ける。
- ② 審査委員会には委員長を置き、申請のあった論文内容に対応する教授をもって充てる。
- ③ 委員長は、審査委員会が審査を行った結果について、「予備審査結果報告書」（別紙様式4）により専攻長へ報告する。
- ④ 専攻長は、予備審査の結果について、主指導教員を経て「学位論文予備審査結果通知書」（別紙様式5）により申請者へ通知する。
- ⑤ 主指導教員は、審査委員会において論文の受理が認められた申請者について、学位論文審査委員候補者3人以上を選出し、研究科長へ「学位論文審査委員候補者名簿」（別紙様式6）により推薦する。

(2) 学位論文審査

1) 提出書類

予備審査の結果、学位論文の提出が認められ、学位論文の審査を願ひ出る者は、次の書類を主指導教員へ提出してください。

- | | |
|--------------------------|----|
| ① 学位論文審査申請書（別紙様式8） | 1部 |
| ② 学位論文（A4判とし、和文又は英文とする。） | 3部 |
- （正本1部、副本2部）

- | | |
|-------------------|-----|
| ③ 学位論文要旨（別紙様式9） | 3部 |
| ④ 論文目録（別紙様式3）及び別刷 | 3部 |
| ⑤ 履歴書（別紙様式10） | 3部 |
| ⑥ その他参考文献等 | 各3部 |

上記書類の提出時期は、次のとおりです。

- (1) 3月に学位を受けようとする者

2月1日から2月7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）まで

- (2) 9月に学位を受けようとする者

7月25日から7月31日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）まで

2) 論文審査

学位論文の審査は、次の要領で論文審査委員会により実施されます。

- ① 研究科委員会は、学長からの付託を受けて、主指導教員から提出された「学位論文審査委員候補者名簿」を基に、申請者ごとに主指導教員を含む3人以上の教員（うち1人を主査とする。）で構成される論文審査委員会を設ける。
- ② 論文審査委員会は、審査委員会ごとに学位論文の発表会、審査及び最終試験を行い、主査は、その結果について、「学位論文審査及び最終審査結果報告書」（別紙様式11）を学務課経由で研究科長へ提出する。

(3) 学位論文発表会

学位論文の発表会は、論文審査委員会の設置後、審査委員会ごとに行われます。

論文発表会は、次の要領により実施されますが、その他詳細については、主指導教員を通じて、別途通知します。

- 1) 論文発表会は、論文審査委員会が実施し、その主査が司会進行を行う。
- 2) 主査は、論文発表日の日程等を定め、申請者（発表者）に通知するとともに、これを開催日の1週間前までに公示する。

(4) 最終試験

最終試験は、次の要領により実施されます。

- 1) 最終試験は、論文審査委員会が実施する。
- 2) 最終試験は、学位論文の内容を中心として、これに関連ある専門分野について口頭試験により行う。

(5) 修了判定

工学研究科委員会において、論文審査委員会の報告に基づき、課程修了の可否について決議します。

◆学位論文審査等の日程（3月修了例）

日 程	実 施 者	実 施 事 項
申請時期まで	課程申請者	以下の合計8単位以上を修得する。 <ul style="list-style-type: none"> ・専修科目（講義科目Ⅰ）4単位以上 ・専修科目（講義科目Ⅱ）2単位以上 ・特別演習Ⅰ 1単位 ・特別演習Ⅱ 1単位 学位論文の内容に関する原著論文1編以上及び国際会議において1回以上発表を行う。
[予備審査の申請] 12月1日～ 12月10日※ (学位授与申請時期の 2ヶ月前)	課程申請者	主指導教員を経て、以下の書類を専攻長（学務課経由）へ提出する。 <ul style="list-style-type: none"> ・学位論文予備審査願（別紙様式1） 1部 ・学位論文の草稿（A4判で、和文又は英文） 3部 ・学位論文要旨の草稿（別紙様式2） 3部 ・論文目録（別紙様式3）及び別刷 3部 ・その他参考文献等 各3部
[予備審査委員会の設定] 12月上旬	専攻長	予備審査委員会を設置する。 (主指導教員及び同教員が選定する教員2人以上)
[予備審査結果の報告] 1月上旬	予備審査委員会委員長	審査結果について、「予備審査結果報告書」（別紙様式4）を学務課経由で専攻長へ提出する。
[予備審査結果の通知] 1月上旬～中旬	専攻長	予備審査の結果を、主指導教員を経て「学位論文予備審査結果通知書」（別紙様式5）により課程申請者へ通知する。
[論文審査委員候補者の推薦] 1月中旬～下旬	主指導教員	学位論文審査委員候補者3人以上を選出し、研究科長へ「学位論文審査委員候補者名簿」（別紙様式6）により推薦する。
[学位論文等の提出] 2月1日～2月7日※	課程申請者	主指導教員の確認を経て、次の書類を学長(学務課経由)へ提出する。 <ul style="list-style-type: none"> ・学位論文審査申請書（別紙様式8） 1部 ・学位論文（A4判で、和文又は英文） 3部 (正本：1部、副本：2部) ・学位論文要旨（別紙様式9） 3部 ・論文目録（別紙様式3）及び別刷 3部 ・履歴書（別紙様式10） 3部 ・その他参考文献等 各3部
[論文審査委員会の設置] 2月上旬	工学研究科委員会	「学位論文審査委員候補者名簿」を基に、主指導教員を含む3人以上（うち1人を主査）のD位教員で構成する論文審査委員会を設ける。
[学位論文の審査等] 2月中旬	論文審査委員会	学位論文の発表会を行う。 学位論文の審査及び最終試験を行う。
[学位論文の審査及び最終試験の結果報告] 2月下旬	主査	「学位論文審査及び最終審査結果報告書」（別紙様式11）及びインターネット公表に係る確認書を学務課経由で研究科長へ提出する。

[学位授与の審議、議決] 3月上旬	工学研究科委員会	学位授与の議決(論文審査等の結果及び学位論文1部を学務課経由で学長へ提出する)。
[学位授与] 3月(修了式)	学長	博士(工学)の学位を授与する。
[学位論文等のデータ提出] 3月下旬	主査 学位を授与された者	主査： 「学位論文審査及び最終審査結果報告書」の電子データを学務課へ提出する。 学位を授与された者： 博士論文の全文の電子データを学務課へ提出する。
[学位論文の要旨等の公表] 6月下旬 (授与日から3ヶ月以内)	学長	学位論文の内容の要旨及び学位論文審査結果の要旨をインターネットの利用により公表する。 学位を授与したことを文部科学大臣へ報告する(学位授与報告書)。
[論文の公表] (授与日から1年以内)	学位を授与された者	学位論文をインターネットの利用により公表する。

(注) ※印の期日は、年度により多少変更されることがあります。

4. 学位論文等の作成について

学位論文及び論文要旨については、主指導教員の指導の基に、次の要領に従って作成してください。

(1) 学位論文

- ①仕様体裁は、A4判用紙を縦型に使用し、左側綴代(余白部)は2.5cmとする。
- ②文字は横書きとし、和文又は英文とする。
- ③正本は、文書作成ソフトを用いて作成し、長期保存に耐え得るものとする。
- ④副本は、複写(乾式複写)でも構わない。
- ⑤論文に写真、統計図表、図版、製図(湿式複写可)等を添付する必要がある場合には、鮮明なものとし、台紙に貼付、あるいは折り込みをする等、全てA4判大に仕上げる。
- ⑥論文には、目次及び下部中央部に通し頁を付ける。
- ⑦論文の表紙は、所定様式(別紙様式18)により作成し、論文題目、氏名、西暦年月(学位授与予定年月)を必ず記載する。
- ⑧論文は、表紙、論文要旨、目次、本文の順とする。また、図書館での閲覧等に利用するため、原稿に穴を空けないようバインダー等のファイルに綴じ、⑦同様に表紙、また背表紙(論文題目、氏名及び西暦年)を付ける。

(注1) 予備審査における学位論文の草稿についても、上記に従って作成してください。その際、原稿に穴を空けないようバインダー等のファイル又は大きめのクリップで綴じてください。

(注2) 学位論文をデータ提出する際は、CD-R等を使用してください。

(2) 学位論文要旨

- ①仕様体裁は、A4判用紙を縦型に使用し、文字は横書きとする。
 - ②作成に当たっては、所定様式（別紙様式9）により作成し、論文題目、論文提出者氏名、専攻、要旨を記載する。
 - ③枚数は1～2枚とし、記載する文字は2,000字程度とする。
 - ④文書作成ソフトを用いて作成する。
 - ⑤論文要旨は、学位論文の巻頭に綴じ込む。
- (注) 予備審査における学位論文要旨の草稿についても、上記に従って作成してください。

5. 論文提出による学位授与

本学に在学せずに、論文提出により博士（工学）の学位を申請できる者は、次のいずれかに該当する者としてします。

なお、申請手続、審査等については、「新潟工科大学大学院工学研究科における博士の学位に関する取扱細則」（次頁）を参照してください。

- (1) 大学院博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位数以上修得し退学した者
- (2) 大学院修士課程を修了後、4年以上の研究歴を有する者
- (3) 大学を卒業後、7年以上の研究歴を有する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、研究科委員会で学位申請資格を有すると認めた者

新潟工科大学大学院工学研究科における博士の学位に関する取扱細則

平成12年12月13日制定

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 新潟工科大学大学院工学研究科(以下「本研究科」という。)における博士の学位に関する取扱いについては、新潟工科大学大学院学則、新潟工科大学学位規程(以下「学位規程」という。)及び新潟工科大学大学院工学研究科委員会規程に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この細則において「課程申請者」とは、学位規程第5条第1項の規定に基づき、博士の学位授与の申請をしようとする者をいう。

2 この細則において「論文申請者」とは、学位規程第5条第2項の規定に基づき、博士の学位授与の申請をしようとする者をいう。

第2章 課程修了による学位授与

(学位論文の提出資格)

第3条 本研究科の博士後期課程(以下「博士課程」という。)に在学する者で学位論文の審査を受けることができる者は、博士課程に3年以上在学し、所定の授業科目8単位以上修得し、かつ、専攻内予備審査による学位論文の申請資格の認定を受けた者とする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、この限りではない。

(論文受理の専攻内予備審査)

第4条 博士課程に在学する者で学位論文の審査を希望する者は、その申請に先立ち、専攻内予備審査(以下「予備審査」という。)を受けなければならない。

(予備審査の申請の書類等)

第5条 予備審査を願い出る者は、次の各号に掲げる書類を主指導教員を経て専攻長に提出しなければならない。

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1) 学位論文予備審査願(別紙様式1) | 1部 |
| (2) 学位論文の草稿(A4版とし、和文又は英文とする。) | 3部 |
| (3) 学位論文要旨の草稿(別紙様式2) | 3部 |
| (4) 論文目録(別紙様式3)及び別刷 | 3部 |
| (5) その他参考文献等 | 各3部 |

(予備審査の申請時期)

第6条 課程申請者が、前条に定める書類を提出する時期は、原則として学位授与申請時期の2か月前とし、専攻長が決める。

(予備審査委員会の設定)

第7条 専攻長は、予備審査の申請があった論文について予備審査委員会を設定する。

2 予備審査委員会は、当該論文が学位授与の審査に値するか否かを審議し、論文受理の可否を決める。

3 論文受理に関しては、在学中に原著論文1編以上及び国際会議において1回以上発表していることを必要とする。

(予備審査委員会)

第8条 予備審査委員会は、主指導教員及び主指導教員が選定する教員2人以上をもって構成する。

2 予備審査委員会に委員長を置き、論文内容に対応する教授をもって充てる。

3 研究科委員会が必要と認めるときは、他の大学院の教員若しくは研究所の職員等を構成員に加えることができる。

4 前項の予備審査委員の選出にあたっては、当該委員候補者の研究歴を含む略履歴書(別紙様式7)を専攻長の承認を得た上で、研究科長に提出しなければならない。

(予備審査結果の報告)

第9条 委員長は、審査が終了したときは、予備審査の結果を別紙(様式4)により専攻長に報告するものとする。

(予備審査結果の通知)

第10条 専攻長は、予備審査の結果を主指導教員を経て課程申請者に別紙(様式5)により通知するものとする。

(論文審査委員候補者の推薦)

第11条 主指導教員は、予備審査委員会において論文の受理が認められたときは、学位論文ごとに学位論文審査委員候補者(以下「審査委員候補者」という。)3人以上を選出し、研究科長に別紙(様式6)により推薦するものとする。

2 審査委員候補者に必要があるときは、他の大学院の教員若しくは研究所の職員等を前項の他に加えることができる。

3 前項の候補者の選出にあたっては、当該候補者の研究歴を含む略履歴書(別紙様式7)を研究科長に提出しなければならない。

(学位論文等の提出)

第12条 第4条に規定する予備審査の結果、学位論文の提出が可能となった課程申請者は、次の各号に掲げる書類(以下「学位申請書類等」という。)を主指導教員の確認を経て学長に提出するものとする。

- | | |
|----------------------------|---------------|
| (1) 学位論文審査申請書(別紙様式8) | 1部 |
| (2) 学位論文(A4版とし、和文又は英文とする。) | 3部(正本1部、副本2部) |
| (3) 学位論文要旨(別紙様式9) | 3部 |
| (4) 論文目録(別紙様式3)及び別刷 | 3部 |
| (5) 履歴書(別紙様式10) | 3部 |
| (6) その他参考文献等 | 各3部 |

(学位授与の申請時期)

第13条 学位授与の申請時期は、在学中に行うものとし、学位申請書類等を提出する時期は、原則として次のとおりとする。(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(1) 3月に学位を受けようとする者

2月1日から2月7日まで

(2) 9月に学位を受けようとする者

7月25日から7月31日まで

(論文審査委員会)

第14条 研究科委員会は、学位授与の申請のあった論文を審査するため、課程申請者ごとに論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会は、主指導教員を含む3人以上のD令教員で構成し、審査委員の互選による主査1人を置く。ただし、研究科委員会が必要と認めたときは、他の大学院の教員若しくは研究所の職員等をこれに加えることができる。

(論文発表会)

第15条 学位論文の審査の一環として、論文発表会を公開で開催するものとし、主査はその司会者となる。

2 課程申請者は、論文発表会で、論文の発表を行うものとする。

3 主査は、論文発表日の日程等を定め、課程申請者に通知するとともに、これを開催日の1週間前までに公示するものとする。

(学位論文の審査及び最終試験)

第16条 審査委員会は、論文の審査及び最終試験（以下「論文審査等」という。）を実施する。

2 主査は、最終試験の実施に関し、必要な事項を課程申請者に通知するものとする。

3 最終試験は、論文の内容を中心として、これに関連ある専門分野について口頭試問により行う。

4 論文審査等の成績は、論文の審査と最終試験を別々に判定し、評価は合格又は不合格で表すものとする。

5 審査委員会は、学位授与の可否に関する意見をまとめ、論文審査等を終了するものとする。

(学位論文の審査及び最終試験の結果報告)

第17条 主査は、論文審査等が終了したときは、学位論文の要旨及び審査結果の要旨、最終試験結果の要旨報告書（別紙様式11）を研究科長に提出するものとする。

(学位授与の審議、議決)

第18条 研究科委員会は、審査委員会による論文審査等の結果の報告に基づき、課程申請者に学位を授与すべきか否かを審議し、議決する。

2 研究科長は、論文審査等の結果及び学位論文1部を学長に提出するものとする。

(学位授与等)

第19条 学長は、前条第1項の研究科委員会の議決に基づいて、学位を授与すべき者には博士（工学）の学位記を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

第3章 論文提出による学位授与

(学位論文の申請資格)

第20条 論文提出による学位を申請できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学院博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位数以上修得して退学した者
- (2) 大学院修士課程を修了後、4年以上の研究歴を有する者
- (3) 大学を卒業後、7年以上の研究歴を有する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、研究科委員会で学位申請資格を有すると認めた者

2 前項第2号及び第3号の研究歴とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 大学又は大学院の専任教員として研究に従事した期間
- (2) 大学又は大学院の研究生として研究に従事した期間
- (3) 大学院の学生として在学した期間
- (4) 官公庁、会社等において研究に従事した期間
- (5) その他研究科委員会が認めた期間

(予備審査の申請)

第21条 前条に規定する資格を有する者で、本研究科に論文の審査を申請し、本研究科を修了した者と同等以上の学力を有することの確認(以下「学力の確認」という。)を受けようとする者は、その申請に先立ち、予備審査を受けなければならない。

(予備審査の申請の書類等)

第22条 予備審査を願ひ出る者は、学位論文の内容に関係の深い本研究科を担当する教授(以下「紹介教授」という。)の承認を得た上で、次の各号に掲げる書類を専攻長に提出しなければならない。

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1) 学位論文予備審査願(別紙様式12) | 1部 |
| (2) 学位論文の草稿(A4版とし、和文又は英文とする。) | 3部 |
| (3) 学位論文要旨の草稿(別紙様式2) | 3部 |
| (4) 論文目録(別紙様式3)及び別刷 | 3部 |
| (5) その他参考文献等 | 各3部 |
| (6) 履歴書(別紙様式10) | 3部 |
| (7) 研究従事内容証明書(別紙様式13) | 1部 |
| (8) 最終学歴の証明書 | 1部 |

(大学院博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位数を修得して退学した者は、その証明書を含む。)

(予備審査の申請時期)

第23条 論文申請者が、前条に定める書類を提出する時期は、原則として次のとおりとする。(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

- (1) 3月に学位を受けようとする者
12月1日から12月10日までの期間
- (2) 9月に学位を受けようとする者
6月10日から6月20日までの期間

(予備審査委員会の設定)

第24条 専攻長は、予備審査の申請があった論文について予備審査委員会を設定する。

2 予備審査委員会は、学位申請資格及び論文等について検討を行い、論文の受理の可否を決める。

3 論文の受理に関しては、原著論文3編以上及び国際会議において1回以上発表していることを必要とする。ただし、本研究科に所定の修業年限以上在学し、所定の単位数以上を修得して退学した者が退学後2年以内に論文の審査を申請する場合にあっては、第7条第3項の規定を準用することができるものとする。

(予備審査委員会)

第25条 予備審査委員会は、専攻長が選定するD令教員3人以上をもって構成する。

2 予備審査委員会に委員長を置き、論文内容に対応する教授をもって充てる。

3 研究科委員会が必要と認めるときは、他の大学院の教員若しくは研究所の職員等を構成員に加えることができる。

4 前項の予備審査委員の選出にあたっては、当該委員候補者の研究歴を含む略履歴書(別紙様式7)を専攻長の承認を得た上で、研究科長に提出しなければならない。

(予備審査結果の報告)

第26条 委員長は、審査が終了したときは、予備審査の結果を別紙(様式14)により専攻長に報告するものとする。

(予備審査結果の通知)

第27条 専攻長は、予備審査の結果を論文申請者に別紙(様式5)により通知するものとする。

2 前項の決定は、予備審査の申請が受理されてから2か月以内に行わなければならない。

(論文審査委員候補者の推薦)

第28条 専攻長は、予備審査委員会において論文の受理が認められたときは、学位論文ごとに審査委員候補者3人以上を選出し、研究科長に別紙(様式15)により推薦するものとする。

2 審査委員候補者に必要があるときは、他の大学院の教員若しくは研究所の職員等を前項の他に加えることができる。

3 前項の審査委員候補者の選出にあたっては、当該候補者の研究歴を含む略履歴(別紙様式7)を研究科長に提出しなければならない。

(学位論文等の提出)

第29条 第20条に規定する予備審査の結果、論文受理の通知を受けた論文申請者は、次の各号に掲げる書類に審査手数料を添えて、紹介教授及び専攻長の確認を経て学長に提出するものとする。ただし、本研究科に所定の修業年限以上在学し、所定の単位数以上を修得して退学した者が退学後1年以内に論文の審査を申請したときは、審査手数料の納付は要しないものとする。

- | | |
|----------------------------|---------------|
| (1) 学位論文審査申請書(別紙様式16) | 1部 |
| (2) 学位論文(A4版とし、和文又は英文とする。) | 3部(正本1部、副本2部) |
| (3) 学位論文要旨(別紙様式9) | 3部 |
| (4) 論文目録(別紙様式3)及び別刷 | 3部 |
| (5) 履歴書(別紙様式10) | 3部 |
| (6) その他参考文献等 | 各3部 |

(学位授与の申請時期)

第30条 論文申請者が前条に定める学位申請書類等を提出する時期は、原則として次のとおりとする。(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

- (1) 3月に学位を受けようとする者
2月18日から2月28日までの期間
- (2) 9月に学位を受けようとする者
7月25日から7月31日までの期間

(論文審査委員会)

第31条 研究科委員会は、申請のあった論文を審査するため、論文申請者ごとに審査委員会を設置する。

- 2 審査委員会は、論文内容に対応する3人以上のD合教員で構成し、審査委員の互選による主査1人を置く。ただし、必要があるときは、他の大学院の教員若しくは研究所の職員等をこれに加えることができる。

(論文発表会)

第32条 学位論文の審査の一環として、論文発表会を公開で開催するものとし、主査はその司会者となる。

- 2 論文申請者は、論文発表会で論文の発表を行うものとする。
- 3 主査は、論文発表日の日程等を定め、論文申請者に通知するとともに、これを開催日の1週間前までに公示するものとする。

(学位論文の審査及び学力の確認等)

第33条 審査委員会は、論文の審査及び学力の確認(以下「論文審査等」という。)を実施する。

- 2 主査は、学力の確認に関し、必要な事項を論文申請者に通知するものとする。
- 3 学力の確認は、論文の内容を中心として、これに関連のある専門分野及び外国語について口頭試問又は筆答試問により行う。ただし、本研究科において所定の修業年限以上在学し、所定の単位数以上を修得して退学した者が退学後、5年以内に学位論文を提出した場合には、学力の確認の試問を免除することができる。
- 4 審査委員会は、論文審査と学力の確認を別々に判定し、学位授与の可否に関する意見をまとめ、論文審査等を終了するものとする。

(学位論文の審査及び学力の確認の結果報告)

第34条 主査は、学位論文の審査及び学力の確認が終了したときは、学位論文の要旨及び審査結果の要旨、学力の確認結果の要旨報告書(別紙様式17)を研究科長に提出するものとする。

- 2 審査委員会は、前項の報告を審査の申請が受理された日から1年以内に行わなければならない。

(学位授与の審議、議決)

第35条 研究科委員会は、審査委員会による論文審査等の結果の報告に基づいて、論文申請者に学位を授与すべきか否かを審議し、議決する。

- 2 研究科長は、論文審査等の結果及び学位論文1部を学長に提出するものとする。

(学位授与等)

第36条 学長は、前条第1項の研究科委員会の議決に基づいて、学位を授与すべき者には、博士(工学)の学位を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

2 前項の学位記の授与は、3月及び9月に行う。

(事務)

第37条 学位に関する事務は、学務課において処理する。

(雑則)

第38条 この細則に定めるもののほか、本研究科における博士の学位に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則 (平成12年12月22日制定)

この細則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年5月22日一部改正)

この細則は、平成14年6月1日から施行する。

附 則 (平成16年9月15日一部改正)

この細則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月17日一部改正)

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年6月17日一部改正)

この細則は、平成21年6月17日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年11月21日一部改正)

この細則は、平成24年11月21日から施行する。

附 則 (平成24年12月12日一部改正)

この細則は、平成24年12月12日から施行する。

別紙様式 1 (第 5 条第 1 項第 1 号関係)

年 月 日

生産開発工学専攻長 殿

年度入学

生産開発工学専攻

学籍番号

ふりがな
氏 名

印

学位論文予備審査願

下記のとおり、学位論文の予備審査をお願いします。

記

論文題名 (外国語の場合は、その和訳を併記すること。)

(添付書類)	学位論文の草稿	3部
	学位論文要旨の草稿	3部
	論文目録及び別刷	3部
	その他参考文献等	各3部

主 指 導 教 員 確 認 印

氏 名

印

学位論文要旨の草稿

(専攻名)

氏 名

印

論文題名（外国語の場合は、その和訳を併記すること。）

要 旨（注：2,000字程度でまとめること。）

(専攻名)

氏 名

論文目録

NO. 1

報告番号	甲・乙第 号	(専攻名)	氏名	印
学位論文				
(1) 題 目 (外国語の場合は、和訳を付記すること。)				
(2) 印刷公表の方法及び時期				
○○○○年○月にインターネットの利用により公表する。				
論文発表				
(1) 審査付発表論文 (別刷又は写を添付すること。)				
(レフェリー制のある学術雑誌)				
・著者名 (全員) ○○○○○○○○○ (題名)				
○○学雑誌第○巻○頁～○頁 (○○○○年○月発行に掲載)				
・著者名 (全員) ○○○○○○○○○ (題名)				
○○学雑誌第○巻 (○○○○年○月発行に掲載予定)				
(2) 審査付発表論文 (別刷又は写を添付すること。)				
(レフェリー制のある国際会議発表論文)				
・著者名 (全員) ○○○○○○○○○ (題名)				
プロシーディング第○巻○頁～○頁 (○○○○年○月発表)				

別紙様式3の2（第5条第1項第4号、第12条第1項第4号、第22条第1項第4号、第29条第1項第4号関係）

（記入例）

NO. 2

（3）学位論文のテーマに直接関係しない発表論文

（レフェリー制のある学術雑誌及び国際会議発表論文）

- ・著者名（全員） ○○○○○○○○○○（題名）
 ○○学雑誌第○巻○頁～○頁（○○○○年○月発行に掲載）
- ・著者名（全員） ○○○○○○○○○○（題名）
 プロシーディング第○巻○頁～○頁（○○○○年○月発表）

（4）審査なし発表論文

（レフェリー制のない学術雑誌、プロシーディング、総説、解説、口頭発表等）

（5）作品等

（注）「発表論文」の（1）、（2）は、学位論文に直接関係のあるもののみとする。

予備審査結果報告書

予備審査出願者 専攻 教育研究分野 学籍番号 論文題名（外国語の場合は、その和訳を併記すること。）	氏名
---	----

予備審査の結果
学位審査に 値する 値しない

上記のとおり報告します。

年 月 日

予備審査委員会委員長	印
同 委 員	印
同 委 員	印
同 委 員	印
同 委 員	印

学位論文予備審査結果通知書

年 月 日

予備審査出願者

殿

新潟工科大学大学院工学研究科
生産開発工学専攻長

氏 名

印

貴殿から予備審査の申請のありました博士の学位の論文草稿等について、本専攻の予備審査委員会において審査しましたので、別紙（予備審査結果報告書）のとおり通知します。

年 月 日

学位論文審査委員候補者名簿

主指導教員 _____ 印

申請者名		教育研究分野	
論文題名（外国語の場合は、その和訳を併記すること。）			
学位論文審査委員候補者			
区分	教育研究分野	職名	氏名
主査			印
委員			印

年 月 日

学 位 論 文 審 査 申 請 書

新潟工科大学大学院工学研究科長 殿

年度入学

新潟工科大学大学院工学研究科

生産開発工学専攻

学籍番号

申 請 者

印

このたび新潟工科大学学位規程第 4 条第 2 項の規定により、博士（工学）の学位を受けたいので、下記の書類を提出いたしますから、審査くださるよう申請いたします。

記

学 位 論 文	3 部
学位論文要旨	3 部
論文目録及び別刷	3 部
履 歴 書	3 部
その他参考文献等	各 3 部

主 指 導 教 員 確 認 印

氏名

印

学 位 論 文 要 旨

（専攻名）

氏 名

印

1. 論文題名（外国語の場合は、その和訳を併記すること。）

2. 要 旨（2,000字程度にまとめること。）

(専攻名)

専攻 氏 名

履 歴 書

報告番号	甲・乙第 号		
ふりがな 氏名	男 女	本籍 (都道府県名のみ記入)	都・道 府・県
年 月 日生(満 歳)			
現住所	〒 電話 ()		
区分	年 月 日	事 項	
学 歴	年 月 日	高等学校 卒業	
	年 月 日	大学 学部	学科 入学
	年 月 日	同 卒業	
	年 月 日	大学院 研究科	専攻 入学
	年 月 日	同 修了	
	年 月 日	大学院 研究科	専攻 入学
	年 月 日	同 修了見込・単位修得満期退学	
職 歴	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
学会等 における活動	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
賞 罰	年 月 日		
	年 月 日		
<p>上記のとおり相違ありません。</p> <p style="margin-left: 200px;">年 月 日</p> <p style="margin-left: 200px;">氏 名</p> <p style="margin-left: 500px;">印</p>			

学位論文審査及び 最終審査結果報告書

年 月 日

新潟工科大学大学院工学研究科長 殿

学位論文審査委員会主査

印

学位論文審査及び最終試験の結果を下記のとおり報告します。

記

1. 論文申請者

専攻名

学籍番号

氏名

2. 審査年月日 論文審査 年 月 日 ~ 年 月 日

最終試験 年 月 日

3. 学位の論文審査及び最終試験の結果（「合格」・「不合格」で記入すること。）

(1) 学位論文審査 「 」

(2) 最終試験 「 」

4. 論文題名（外国語の場合は、その和訳を併記すること。）

5. 学位論文の審査結果の要旨（A 4 版 1 枚 1, 500 字程度）

別紙 1 のとおり

6. 最終試験の結果の要旨

別紙 2 のとおり

学位論文審査委員

区分	氏名	区分	氏名
主査		委員	印
委員	印	委員	印
委員	印	委員	印

別紙1 (第17条第1項関係)

(学位論文の要旨及び審査結果の要旨)

NO.

専攻名		氏名	
学位論文名			

別紙2 (第17条第1項関係)

(最終試験の結果の要旨)

NO.

専攻名		氏名	

年 月 日

生産開発工学専攻長 殿

本 籍（都道府県）

現住所

ふりがな

氏 名

印

学位論文予備審査願

下記のとおり、学位論文の予備審査をお願いします。

記

論文題名（外国語の場合は、その和訳を併記すること。）

(添付書類)	学位論文の草稿	3部
	学位論文要旨の草稿	3部
	論文目録及び別刷	3部
	履歴書	3部
	その他参考文献等	各3部

紹 介 教 授 承 認 印

氏 名

印

研究従事内容証明書

氏 名	
研究に従事していた 機関、所属部局、職 名等	
研究従事期間	年 月 日 から 年 月 日
研究従事様	1週平均 時間, 1日平均 時間
(研究題目・研究内容)	
(研究業績・その他参考事例)	

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

指導者の所属部局, 職, 氏名

印

機関の長又は代表者

印

予備審査結果報告書

予備審査出願者名
論文題名（外国語の場合は、その和訳を併記すること。）

予備審査の結果	
学位申請資格第20条 号 該当	学位申請論文として 受理する 受理しない

上記のとおり報告します。

年 月 日

予備審査委員会委員長

印

同 委 員

印

同 委 員

印

同 委 員

印

同 委 員

印

年 月 日

学位論文審査委員候補者名簿

生産開発工学専攻長 印

申請者名			
論文題名（外国語の場合は、その和訳を併記すること。）			
学位論文審査委員候補者			
区分	教育研究分野	職名	氏名
主査			印
委員			印

学位論文審査申請書

年 月 日

新潟工科大学大学院工学研究科長 殿

本籍（都道府県）

現住所

氏名

印

このたび新潟工科大学学位規程第4条第3項の規定により、博士（工学）の学位を受けたいので、下記の書類及び審査手数料 円を添えて提出しますから、審査くださるよう申請いたします。

記

学位論文	3部
学位論文要旨	3部
論文目録及び別刷	3部
履歴書	3部
その他参考文献等	各3部

紹介教授確認印	氏名	印
専攻長確認印	氏名	印

学位論文審査及び 学力の確認結果報告書

年 月 日

新潟工科大学大学院工学研究科長 殿

学位論文審査委員会主査

印

学位論文審査及び学力の確認の結果を下記のとおり報告します。

記

- 論文申請者
氏 名
- 審査年月日 論文審査 年 月 日 ～ 年 月 日
学力の確認 年 月 日
- 学位の論文審査及び学力の確認の結果（「合格」・「不合格」で記入すること。）
 - 学位論文審査 「 」
 - 学力の確認 「 」
- 論文題名（外国語の場合は、その和訳を併記すること。）
- 学位論文の審査結果の要旨（A4版1枚1,500字程度）
別紙1のとおり
- 学力の確認の結果の要旨
別紙2のとおり

学位論文審査委員

区分	氏 名	区分	氏 名
主査		委員	印
委員	印	委員	印
委員	印	委員	印

別紙1 (第34条第1項関係)

(学位論文の要旨及び審査結果の要旨)

NO.

氏名	
学位論文名	

別紙2 (第34条第1項関係)

(学力の確認の結果の要旨)

NO.

氏名	

新潟工科大学大学院工学研究科博士学位論文

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○の研究

○○○○年○月

氏 名 _____